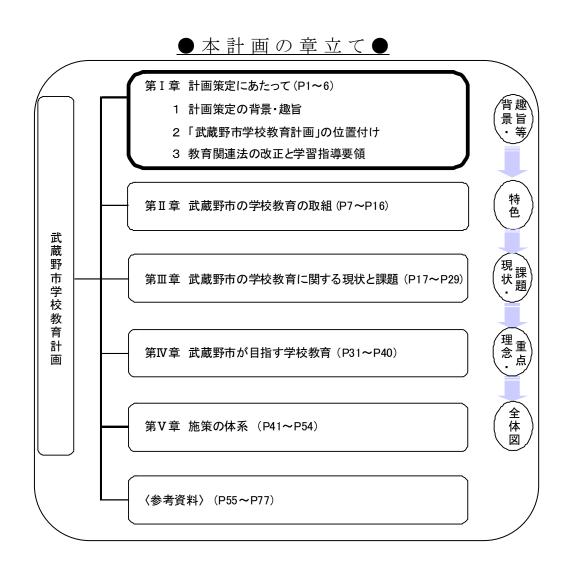
第 I 章 計画策定にあたって

この章では、本計画策定の背景・趣旨や位置付けについて、また教育関連法の改正に関する説明などを記載しています。



1 計画策定の背景・趣旨

近年、社会を取り巻く情勢は急速な変化を見せています。高度情報化によるネットワーク社会の到来は、世の中の仕組みを飛躍的に変化させました。地理的条件に制約されずに個々人の価値観や情報を共有できるようになり、容易に自己表現の手段が得られるなど、価値観の共有化・多様化が進むとともに、経済のグローバル化に伴う国際競争は激しさを増しています。また、世界的な人口の増加や産業の発達は、食糧やエネルギー問題を生み、温暖化など地球環境への懸念に対しても、改善に向けた取組を早急に進めなければなりません。

国内では、都市化の進展とともに少子化、高齢化が進み、経済性や利便性が追求される中、 雇用形態は多様化し、人間関係の希薄化や、規範意識、倫理観の低下などが指摘されるよう になりました。 また、経済情勢の悪化に伴って雇用の不安定さが増し、経済格差が拡大すると ともに、社会保障制度の問題が指摘されています。

こうした変化の激しい、不安定な社会は、子どもや家庭、地域にも影響を与えています。

子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下が指摘され、また、コミュニケーション力や規範意識が身に付いていない、といったことが問題となっています。共働き世帯の増加や保護者の労働の長時間化、ひとり親家庭の増加など家族形態も多様化する中で、家庭や地域の教育力が弱くなってきているとの指摘もあります。

このような社会状況の中で、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、続けて 学校教育法をはじめとする教育三法の改正、学習指導要領の改訂が行われました。

いま学校教育には、これからの変化の激しい時代を生きていくため、広い視野をもち、新たな 時代を切り拓く力を育てていくことが求められています。

武蔵野市教育委員会では、社会情勢の変化や、教育基本法をはじめとする教育関連法の 改正の趣旨を踏まえながら、本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向 性を明らかにするため、「武蔵野市学校教育計画」を策定いたしました。今後、本市の子どもた ちが知性・感性を一層磨き、未来を切り拓いていく力を身に付けるよう、学校教育の充実を図っ ていきます。

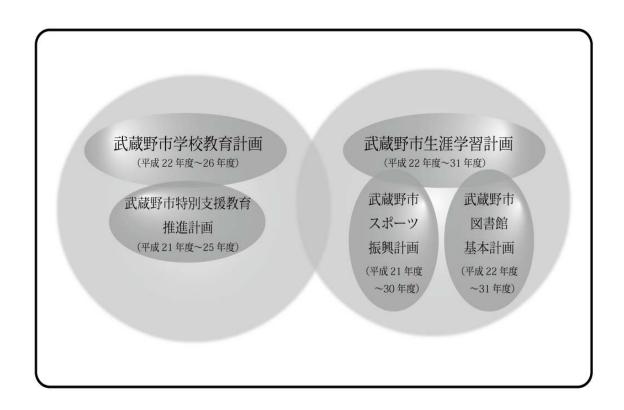
2「武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、武蔵野市第四期長期計画・調整計画(平成20年度~24年度)の考え方を踏まえながら、平成22年度を初年度とする平成26年度までの5年間において、目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。なお、特別支援教育については、既に「武蔵野市特別支援教育推進計画」を平成20年度に策定しており、詳細は当該計画によります。また、本年度、本計画と並行して武蔵野市生涯学習計画、図書館基本計画を策定しており、これらとの整合性を図りました。

さらに、本年度策定の第三次子どもプラン武蔵野(第四期長期計画・調整計画の分野別実施計画であり、次世代育成支援対策推進法に基づく後期市町村行動計画)との整合性も図っています。

なお、本計画については、国の教育施策の動向などを踏まえながら平成 26 年度までに見直 しを行い、平成 27 年度に改定する予定です。

武蔵野市教育委員会における各計画の関係図



3 教育関連法の改正と学習指導要領

3-1 教育基本法等教育関連法の改正

教育基本法は我が国教育の基本的な理念と原則を定める法律です。昭和22年3月に制定されて以降、教育を取り巻く環境が大きく変ったことから、時代の変化に対応するため、平成18年12月に改正されました。約60年ぶりに全面的な改正が行われたことになります。

新しい教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示し、以下の育成を目指すとしています。

「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」 「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」 「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」

教育基本法の改正後、教育再生会議や中央教育審議会での審議を経て、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法等」のいわゆる教育三法が改正されました。この改正により、学校教育の目標と重点、学校の組織運営、教員免許更新制や指導力不足教員の扱い、教育委員会の責任の明確化など、これからの教育の方向と内容が具体的に示されたことになります。

教育三法の主な改正ポイントは以下のとおりです。

■学校教育法の改正

- ・ 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直しました。
- ・ 学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校 長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとしました。
- ・ 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとしました。
- ・ 学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携協力を推進するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとしました。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

- 地方教育行政の基本理念を明記するとともに、教育における国、教育委員会の責任を明確化しました。
- ・教育委員会は、学識経験者の知見の活用を図りながら、活動状況の点検・評価を行うとと もにこれを公表することとしました。

■教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

- ・その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能の修 得を図り、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指して、 教員免許更新制が導入されました。
- ・教員全体の信頼性を向上させ、全国的な教育水準の維持を図る観点から、教員の資質の 向上を図るための制度が強化されました。

3-2 学習指導要領の改訂

学習指導要領とは、教育基本法や学校教育法といった教育関連の法律や、中央教育審議会の答申を受けて文部科学大臣が定めるもので、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準となるものです。この度の教育関連法の改正を受け、平成20年3月に改訂されました。

新学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度に全面実施となります。現在、本市においても移行期間の取組を進めているところです。

新しい学習指導要領は、子どもたちの「生きる力(*1)」をこれまでより一層はぐくむことを目指し改訂されました。具体的には、次の3つの基本的な考え方をもとにしています。

- ①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成する。
- ②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。
- ③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体を育成する。

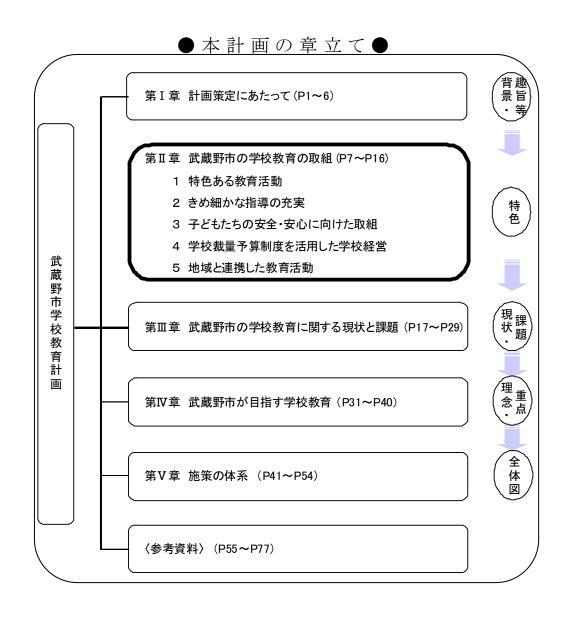
学習指導要領では、小学校、中学校のそれぞれの各教科等の指導内容を学年段階に即して示しており、各学校は学習指導要領に基づいて教育課程(*2)を編成します。学校教育は学習指導要領に基づいて編成された教育課程のもと、教育活動を実施することになります。

※ 本文中の(*)が付いている用語については、69ページ以降の「〈参考資料〉5用語解説」に説明があります。

第Ⅱ章 武蔵野市の学校教育の取組

この章では、本市学校教育が行っている特色ある取組について触れていきます。

各学校では、学習指導要領に基づいた教育活動を実施していますが、その活動が一層充実したものとなるよう、本市学校教育では、体験を重視した教育をはじめとした様々な特色ある取組を 実践しています。



1 特色ある教育活動

本市では、平成14年11月より平成16年3月まで「武蔵野市学校教育のあり方検討委員会」を設置し、本市の学校教育の課題を整理するとともに、これからの学校教育の在り方について検討しました。検討委員会報告書「学びのまち『武蔵野』で育てよう」に基づいて、「身体・言語・自然」を重視した教育をキーワードに特色ある学校教育を実践してきました。

1-1 体験を重視した教育の実践

本市は都市部に位置しており、子どもたちは日常生活の中で、なかなか直接体験の場面が少ない実態があります。一方で、近年インターネットの急速な普及などにより、生活の中に間接体験の占める割合はますます増える傾向にあります。

このような状況において、生活体験や自然体験といった活動は、子どもたちに多くの直接体験の機会を与えることができる活動であり、その重要性は増しています。子どもたちは、自然と共生する態度、協調性や規範意識等様々な学びを体験活動より得ることができます。

本市の小・中学校では、特色ある体験活動の実践として、セカンドスクールを行っています。この事業は、子どもたちが自然豊かな農山漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動として、教育課程に位置付けて行っているもので、平成7年度から市立全小学校第5学年を対象に始め、翌8年度からは市立全中学校第1学年にも対象を広げて実施しています。この取組を通じて、子どもたちは生活体験や自然体験の枠を越えて、多くのものを学んでいます。

セカンドスクール

セカンドスクールは、通常の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するため、以下のねらいのもとに実施しています。

【セカンドスクールのねらい】

- ① 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐく むとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への 意欲や態度を培う。
- ② 長期にわたる宿泊体験を通し、生活自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。
- ③ 子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の 方々との交流を通じて、進んで他者とかかわる力を培う。

子どもたちは、自然との触れ合いの中で豊かな情操や感性をはぐくみ、長期にわたる宿 泊体験をとおして生活自立や自主性を身に付け、子ども同士の協働の中で協調性を培う など、多くのものを学んでいます。また、農業体験や林業体験など、その土地の産業に触 れる勤労体験的な学習も行っており、セカンドスクールでの経験は、子どもたちが成長して いく過程において非常に大きな影響を与えるものとなっています。

セカンドスクールは、学校と受け入れ地域の関係者が協力し合うことで毎年円滑に実施されています。また、平成 18 年3月には「武蔵野市体験活動検討委員会」を設置し、セカンドスクール等のねらいや内容、実施上の課題について検証しました。このような協力・検証を経ながら改善を重ね、セカンドスクールは本市独自の特色ある教育活動として、子どもたちに多くの学びを与える活動となっています。

平成21年度 セカンドスクールの実践例

小学校第5学年 6泊7日~8泊9日 長野県飯山市、新潟県魚沼市 ほか 中学校第1学年 4泊5日 長野県安曇野市、新潟県十日町市 ほか

1-2 身近な自然を活用した教育の実践

本市では身近な自然を活用した活動も積極的に行っています。

小学校では、全校に設置している「学校ビオトープ(*4)」を活用して季節ごとの植物や水辺の生き物の観察などを行い、自然の営みの不思議さや環境保全の大切さなどを学んでいます。

また、身近な自然に親しむ活動や生き物調べといった生活科や理科の授業において、 独歩の森や境山野公園・緑地など地域の自然環境を積極的に活用しているほか、地域の 方から農園を借りて行う無農薬の野菜作りや栽培活動といった教育も進めています。

この他にも、愛鳥モデル校として、井の頭公園で野鳥を定期的に観察する「探鳥会」を 保護者・地域の方々と実施し、愛鳥、自然保護の意識を高める活動を行っている学校もあります。

このような、子どもたちが自然や生物と触れ合う活動を多く実践することにより、子どもたちの自然や生物に対する見方・考え方などが深まり、豊かな心がはぐくまれています。

1-3 読書活動の推進

本市が行ってきた特色ある取組のひとつとして、読書活動の推進が挙げられます。各教 科における取組に加え、朝読書や読書週間を教育課程に位置付けて実施するほか、市 立図書館と連携した「読書の動機づけ指導」を行っています。

「読書の動機づけ指導」は、小学校第3学年を対象に、講師が読書指導の本を紹介するとともに、保護者・講師・図書館員で子どもの読書活動などについて話し合う事業で、昭和42年より行われている活動です。紹介された本は学校に寄贈され、その後各校の読書活動に生かされています。

このほかにも、学校図書室に図書室サポーター(*3)を配置して蔵書管理や子どもたちへの本の紹介を行うほか、保護者や地域のボランティアの方による読み聞かせを行うなど、様々な活動をとおして子どもたちに読書の楽しさを伝えています。

さらに、子どもたちの文芸活動を奨励し、優れた文芸作品を顕彰することを目的に、「子ども文芸賞」を平成18年度より実施しています。この事業は読書活動を含めた言語活動の充実を目的としたもので、4つの部門(「小説、童話又は随筆」部門、「詩」部門、「俳句又は短歌」部門、「読書感想作品」部門)からなり、子どもたちの豊かな感性や創作力を引き出すきっかけにもなっています。平成21年度の応募数は、1,698作品にも上り、質の高い作品も多く応募されるようになりました。

1-4 文化・芸術に触れる機会の充実

本市では、子どもたちが音楽や演劇に触れる機会を多くもてるよう努めるとともに、子どもたちの文化・芸術活動への取組を奨励し、発表・交流の場を設けています。

本市の特徴的な取組として、「オーケストラ鑑賞教室」、「演劇鑑賞教室」が挙げられます。

「オーケストラ鑑賞教室」は、秀でた音楽に触れることで、子どもたちが音楽のもつ素晴ら しさを知るとともに、通常の音楽の授業への興味・関心を高めることを目的として実施して います。この事業は武蔵野市民文化会館を会場にオーケストラの演奏を聴き、それぞれの 楽器の演奏法や指揮者の役割などを学習するなど、子どもたちの心に残るよう、工夫を重 ねながら実施しています。

また、「演劇鑑賞教室」は、子どもたちが劇団員による質の高い演劇を鑑賞することで、 演劇の楽しさ、素晴らしさを味わい、文化や芸術に対する理解と関心をより一層深めること を目的として実施しています。この事業は武蔵野市民文化会館を会場とし、人物の動作や セリフを学習しながら演劇を鑑賞することで、子どもたちが演劇のもつ楽しさを充分に味わ えるよう取り組んでいます。

この他にも、吹奏楽や合唱などの音楽活動が盛んに行われています。毎年3月には、市立小・中学校の合唱クラブや吹奏楽クラブといった課外クラブに所属する児童・生徒が一堂に会して、日頃の練習の成果を発表する場として「青少年コーラス・ジョイントコンサート(*5)」や「ジュニアバンド・ジョイントコンサート(*6)」を実施しています。これらのジョイントコンサートは、出演児童・生徒の保護者のみならず、地域住民や卒業生も鑑賞に訪れる中での発表となり、子どもたちにとって貴重な体験の場となっています。

1-5 体力向上に向けた取組の実践

子どもたちの体力向上へ向けた特色ある取組としては、「市内中学校総合体育大会」や「ランニングフェスティバル」といった、市域全体を対象とした事業が挙げられます。これらの事業は、教育委員会と学校との連携のもと行われており、各校ではこれらの事業を目標にしながら、体力向上へ向けた取組を行っています。

「市内中学校総合体育大会」は平成 21 年度に 45 回目を迎えました。市内の市立中学校6校、都立・私立中学校7校が参加し、毎年夏から秋にかけてバスケットボールやバレーボール、サッカー、陸上、剣道、水泳など 12 種目の競技を武蔵野陸上競技場や武蔵野総合体育館、各学校を会場に実施しています。この大会は、市内の公・私立中学校の生徒がお互いに親睦を深めながら、日ごろの練習の成果を発揮し合う、活気のある大会となっています。

「ランニングフェスティバル」は平成 21 年度で4回目となります。子どもたちが走ることの

楽しさや素晴らしさを体験するとともに、体力の向上を図り、健全な精神を養うことを目的として開催しています。当初は、亜細亜大学の駅伝チームやトップアスリートを招いて共に走ることを体験するイベントとして始め、子どもたちがスポーツに対する興味や関心を抱くことを重視していましたが、現在では、子どもたちの日常的な取組をとおして培ってきた力を発揮する場となるよう、少しずつ内容を変えてきています。

2 きめ細かな指導の充実

今、学校教育においては、子どもの学力の2極化や学習意欲の低下、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子への組織的な対応等、様々な課題が指摘されています。そのような中、本市では各学校において、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めています。それを支援するため、教育委員会は学習指導員(*7)をはじめとした指導員、補助員等を学校に配置しています。

「学習指導員」を子どもたちの確かな学力の定着・向上を目的に配置し、担任と役割を分担して授業を行っています。一斉授業におけるティームティーチング(*8)や、少人数指導など学級の枠を超えた学習集団の弾力的編制による指導を行うことにより、個に応じたきめ細かな指導を充実しています。また、平日の放課後や土曜日に実施される「学習支援教室(*9)」の指導も行っています。

教員が子どもたちの興味や関心を高める質の高い授業を実践できるよう、理科の高い 専門性をもつ「小学校理科専科教員(*10)」を配置し、授業において担任の補助を行って います。

「図書室サポーター」を全校に配置し、図書室の環境整備及び児童・生徒の図書室利用を支援するとともに、図書室を活用した授業の補助を行っています。子どもたちの読書に対する関心にもきめ細かく応えることができ、言語活動の充実に役立っています。

この他にも、特別支援教育に関する校内体制の充実や子どもたちの個別指導計画作成への指導・助言等を行うことを目的に「専門家スタッフ(*11)」、「教育支援センター相談員(*12)」の派遣を行っています。また、学習につまずきのある子どもたちや、コミュニケーションに課題のある子どもたちの個に応じたきめ細かな支援を行うために、「ティーチングアシスタント(TA)(*13)」や「サポートスタッフ(SS)(*14)」を配置しています。

このような様々な指導員・補助員等の配置は、各校の教員の指導力とあいまって、本市の学校教育の質の向上につながっています。

3 子どもたちの安全・安心に向けた取組

本市では、子どもたちの安全・安心を守るため、多くの取組を行っています。

学校施設については、平成18年度に実施した耐震診断の結果、耐震補強工事が必要と判断された学校施設について、平成20・21年度に耐震補強工事を実施し、小・中学校全校の耐震補強工事を完了しました。 また、平成17年度までに小・中学校全校に防犯カメラの設置を終え、平成21年度には小・中学校全校に緊急地震速報システムを導入するなど、子どもたちの安全・安心を守るための整備を着実に進めています。

学校では、小学校全校で子どもたちが自ら地域の危ない場所を確認することをとおして、それを地図に落としこんだ「地域安全マップ」を作成するほか、武蔵野警察署等の協力を得てセーフティ教室を実施するなどの様々な取組を行っています。セーフティ教室では、知らない人に声をかけられた時の対処の仕方から、携帯電話等を使った犯罪の防止策、薬物乱用の防止など、子どもたちが身近に存在する様々な危険に対して適切な行動がとれるような能力を身に付けさせています。

また、PTA や青少年問題協議会地区委員会、地域の有志の方に腕章を付けていただき、登下校時を中心に見守りやパトロールを実施するとともに、子どもたちが1人で帰ることがないよう学年ごとに下校時刻を揃えています。

このほかにも市安全対策課所管のホワイトイーグル(*15)と連携するなど、子どもたちが学校生活を安全に、安心して過ごせるよう取組を充実しています。

4 学校裁量予算制度を活用した学校経営

学校は、地域や子どもたちの実態に応じた特色ある学校づくりを進めることが求められています。各学校では校長のリーダーシップのもと、地域の教育力の活用などをとおして「豊かな情操や感性をはぐくむ教育」や「子どもたち一人ひとりの個性を伸ばす教育」の実践に取り組んでいます。

本市では、各学校の特色ある学校経営の実践を支援する取組として、学校裁量予算制度を実施しています。この制度は、学校の自主性・自律性の確立を予算面から支援し、各校が特色ある学校経営を展開できるよう、学校予算編成における校長の裁量権限の拡大を図るもので、平成19年度予算編成より試行を重ね、平成22年度予算編成より本格的に実施しました。

学校裁量予算の対象となる経費は、少人数指導の講師報酬やティーチングアシスタン

ト指導員謝礼、総合的な学習の時間指導員謝礼といった人件費関連予算をはじめ、学校管理にかかる消耗品費、郵便料や委託料、教具等購入費など幅広く、平成 21 年度予算では総額2億6,604万円(1校あたり平均1,478万円)となっています。

対象経費の中には削ることのできない費用も多く、必ずしもダイナミックに予算を組替えることはできませんが、ティーチングアシスタント指導員謝礼を増額したり、消耗品費に手厚く配当したり、また複数年度を見越した上で計画的に単年度予算を編成したりするなど、それぞれの学校で工夫を凝らし、特色のある教育活動につなげています。

5 地域と連携した教育活動

5-1 学校と地域との連携

本市では、地域が学校に対して協力的で、学校と地域が一体となって子どもたちを見守り、育てていくという基盤ができています。前述した子どもの登下校時の見守りやパトロールをはじめ、図書の時間や朝読書の時間に保護者による読み聞かせの実施、「セーフティ教室」などの学校行事への地域の協力、「むさしのジャンボリー(*16)」や「ふれあいサロン(*17)」の開催、災害時を想定して地域のお父さん方が主体となって行う校内宿泊体験等の実施、地域の方々と一緒に取り組む堆肥づくりなど、日常の取組から行事まで、様々な形で学校と地域が連携して子どもたちを育てています。

また、各学校からは保護者や地域へ向けた情報発信を行っています。学校公開(*18)をはじめ、「学校だより」の発行、ホームページを活用した情報提供など、積極的に情報を発信するとともに地域からの意見を反映することで、よりよい学校教育の実現を目指していきます。

5-2 豊かな教育資源

本市の特色として、地域の豊かな教育資源を有していることが挙げられます。各学校は、 専門的な知識や技能をもった地域の方々や大学・企業の教育力を生かした教育活動を進 めています。日本獣医生命科学大学の大学院生による理科授業の支援や、亜細亜大学 の外国人学生による国際理解教育の授業支援、また東京ガス株式会社や東京電力株式 会社による環境教育の実践などをはじめとして、市内の紙芝居一座による武蔵野を題材とした手づくり紙芝居や、福祉の会の方々による「昔遊び」の紹介、近隣の飲食店や、自動車整備工場、精米店やクリーニング店などの協力を得ながら実施している職場体験、部活動への外部指導員の配置など、こうした地域人材・資源の活用により、地域に根ざした豊かな教育活動を行っています。

5-3 開かれた学校づくり協議会

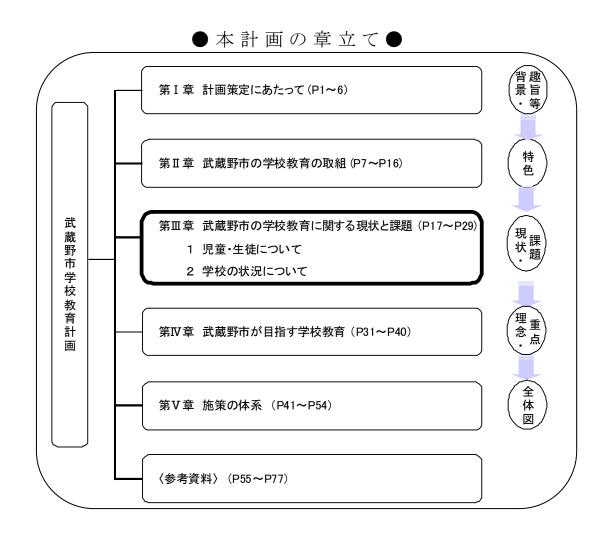
各学校には、学校運営の一層の充実を図るために、「武蔵野市開かれた学校づくり協議会(*19)」(以下「協議会」という。)が設置されています。この協議会は地域の有識者や保護者などが委員となり、各校8名程度で構成されています。学校運営に関して地域や保護者等から広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを行っていくことを目的としています。そのため、学校を支援する役割に加えて、学校評価にかかわります。

平成21年度には、各協議会の代表者が集まる「武蔵野市開かれた学校づくり協議会代表者会」(以下「代表者会」という。)を新たに設置しました。この代表者会は各校の情報を共有することを目的としています。今後この代表者会がベースとなって学校支援のネットワークの構築が進み、地域と連携した教育活動が一層活性化することを目指しています。

第Ⅲ章 武蔵野市の学校教育に関する現状と課題

この章では、本市学校教育の現状と課題について触れていきます。

本市の子どもたちの学力や心、体について、また学校の状況について、平成 21 年度「全国学力・学習状況調査(*20)」結果や平成 20 年度「武蔵野市小・中学校体力調査(*21)」結果などのデータも織り交ぜながら示していきます。



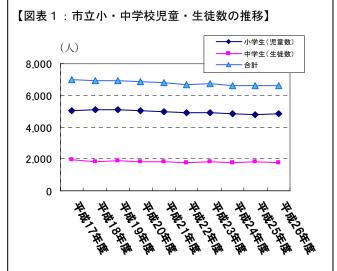
1 児童・生徒について

1-1 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移を見ると、小学生は昭和55年度の10,499人をピークに、中学生は昭和61年度の4,540人をピークにほぼ一貫して減少を続け、平成21年

度には小学生 4,961 人、中学生 1,849 人となっています(各年度5月 1 日現在の児童数、特別支援学級在 籍児童数含む)。しかし、ここ最近の5 年間でみるとほぼ横ばいです。東京都 教育委員会による推計値では、平成 26 年度までの間はほぼ横ばいもしくは 微減が見込まれ、平成 26 年度に小学 生 4,827 人、中学生 1,762 人と推計さ れています(図表1)。

このことから、本市の児童・生徒数と それに伴う学級数については、今後も 急激な変動はなく、減少傾向にあるも のの比較的安定した状態が続くと想定 されます。



資料) 平成 21 年度までは 5 月 1 日現在の実績値、平成 22 年度 以降は東京都教育委員会推計値より作成。

※各年度5月1日現在の児童数、特別支援学級在籍児童数含む。

1-2 子どもたちの学力について

平成21年度の全国学力・学習状況調査等の結果(図表2)によると、本市の児童・生徒は、小学校第6学年と中学校第3学年のいずれも、主に知識を測る問題(国語A、算数・数学A)、主に活用力を測る問題(国語B、算数・数学B)ともに、全国及び東京都の平均を上回っています。特に、小学校第6学年と中学校第3学年の国語A、小学校第6学年の算数A、中学校第3学年の国語Bについては、平均正答率が75%を上回っており、相当数の児童・生徒が今回出題された学習内容を理解していると考えられます。

一方、平成 19 年度調査より全国的な傾向として指摘されていることですが、知識を測る問題 と活用力を測る問題の正答率の差が大きいことから、知識・技能を活用する力に課題があると

考えられます。日頃の授業の中で、児童・ 生徒が基礎的・基本的な内容を確実に身 に付けるだけでなく、問題解決学習や体験 学習等をとおして思考力、判断力、表現力 等を育成していくことが必要です。

また、これも全国的な傾向として指摘されているところですが、本市においても学年が進むにつれて上位層と下位層の分布が2極化する傾向が見られます。

このような傾向を改善していくためには、 児童・生徒一人ひとりが学習内容をしっかりと理解できているか、確認しながら授業を 進めていくことが大切です。「学習に関する 意識調査」等によると、本市の子どもたち は学習に対する関心や向上心が比較的高

【図表2:学力の状況】

平均正答率(%)

教科名			小学校第6学年					
ά ν	文件'石	ı	武蔵野市	東京都(公立)	全国(公立)			
国	語	Α	77.4	71.6	69.9			
国	語	В	61.1	53.6	50.5			
筝	草数Α		84.4	79.7	78.7			
算数B			64.5	58.7	54.8			

平均正答率(%)

教科名		中学校第3学年					
4			武蔵野市	東京都(公立)	全国(公立)		
国	語	Α	80.3	77.0	77.0		
国	語 B		77.1	73.8	74.5		
萋	数学A		70.4	62.6	62.7		
数学B		64.4	56.8	56.9			
*/F7 slu	1. ==	-1-0	166 [5		77.45.00		

資料)平成21年度 「全国学力·学習状況調査」

く、授業態度もおおむね良好という結果が出ていますので、子どもたちの学ぶ意欲をさらに高めていけるよう、「学習指導員」をはじめとした人材を活用しながら、児童・生徒に対して個に応じたきめ細かな指導をこれまで以上に充実させていくことが重要です。

小・中学校間における連携について



平成21年11月12日、東京都教育委員会より「東京都公立小・中学校における第1学年の 児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査」の結果発表がありました。その中の 「公立中学校第1学年の生徒の実態調査」によると、都内の入学前の生徒のうち、80.8%が新し い環境での学校生活に対して不安を持っているという結果が出ています(図表3)。

本市では、小学生が中学校における生活を事前に知ることで、不安なく中学へ移行できるよ う、小・中学校の連携強化を進めています。小・中学校間での連携では、中学校区のブロックご とに教員相互の情報交換・共有、教育課程内において小学生の中学校での授業体験、小学生 への中学校教員による出前授業等を実施しています。また、学校公開の中で、小学生に対して 部活動体験を行っている中学校もあります。



就学前教育との連携について

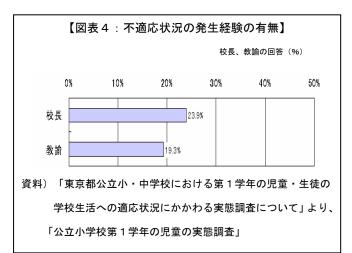
「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわ る実態調査」では、「公立小学校第1学年の児童の実態調査」も行われました。調査対象となっ た都内の校長(1,313名)のうち23.9%、教諭(1,313名)のうち19.3%が、小学校第1学年につ いて「不適応状況(*22)の発生経験がある」と回答しています(図表4)。

不適応状況が起こる原因については、家庭や地域の教育力も含め様々な要因が言われて います。この不適応状況は「小1プロブレム」と言われており、実態調査の結果から多くの学校 が抱えている問題であることがわかります。

本市の市立小学校第1学年の学級では、おおむね安定した学級運営が行われていますが、 子どもたちが小学校という新しい環境に早くなじみ、落ち着いて授業を受けられるよう、今後も

学校教育での取組を進めていく必要があります。

現在、本市では幼稚園・保育園と 小学校との接続をスムーズに行うた めに、幼稚園教員と小学校教員間 や、保育園保育士と小学校教員間 で連絡会を開催するほか、年長園 児が小学校での生活を体験するな ど、連携を進めています。これから も幼稚園・保育園と小学校の連携を 密にしていくことが大切です。



1-3 子どもたちの心について

本市では、子どもたちの豊かな心をはぐくむため、道徳教育をはじめ、セカンドスクールなど の自然体験、勤労体験やボランティア体験等を行っています。また、第Ⅱ章でも触れたとおり、 読書活動等を通じた言語教育や、演劇鑑賞教室やオーケストラ鑑賞教室等の文化・芸術に触 れる機会の充実にも積極的に取り組んでいます。このように本市の子どもたちは、学校での各 教科の授業に加えて多くの体験活動等に取り組んでおり、様々な体験等を通じて感性豊かに 育つ機会に恵まれています。

子どもたちは成長の過程において、人間関係に関する悩みや、自己有用感(*23)がなかなか もてないといった悩みを抱えやすい時期があります。図表5によると、「自分には、よいところがあ

ると思いますか」という問い に対し、「当てはまる」「どち らかといえば当てはまる」と 答えた小学生は79.3%と、 東京都の74.0%や、全国の 74.6%を上回っており、中 学生も63.1%と、東京都の 61.6%や全国の61.2%を上 回っています。また、「学校 で友達に会うのは楽しいと 思いますか」という問いに対 し、「そう思う」「どちらかとい えばそう思う」と答えた小学 生は96.6%と、東京都の 96.0%を上回り、全国の 96.5%とほぼ同様、中学生 は94.0%であり、東京都の 93.9%とほぼ同様、全国の 94.7%をやや下回っていま す。

この調査結果において、 東京都や全国との比較の上 では良好であると言えます が、今後も子どもたちが集

【図表5:子どもたちの心について】

質 問:「自分には、よいところがあると思いますか」 (単位:%)

					(平)	14 /0 /	
		1	2	3	4	5	6
選択肢		当てはまる	どちらかとい えば、当て はまる	どちらかとい えば、当て はまらない	当てはまら ない	その他	無回答
小第	武蔵野市	38.1	41.2	15.0	5.4	0.0	0.2
1 6	東京都(公立)	33.2	40.8	18.2	7.6	0.0	0.1
校年	全国(公立)	32.3	42.3	18.2	7.1	0.0	0.1
中第	武蔵野市	20.5	42.6	26.6	10.1	0.0	0.2
学品	東京都(公立)	20.0	41.6	26.5	11.7	0.0	0.2
校年	全国(公立)	18.8	42.4	27.7	10.9	0.0	0.2

質 問:「学校で友達に会うのは楽しいと思いますか」

(単位:%)

	(十匹						
		1	2	ფ	4	5	6
選択肢		そう思う	どちらかとい えば、そう思 う	どちらかとい えば、そう思 わない	そう思わな い	その他	無回答
小 第	武蔵野市	83.6	13.0	2.1	1.2	0.0	0.1
学校年	東京都(公立)	82.6	13.4	2.7	1.2	0.0	0.1
校 年	全国(公立)	83.6	12.9	2.4	1.1	0.0	0.0
中第	武蔵野市	72.2	21.8	3.8	2.0	0.0	0.2
中学校 安安	東京都(公立)	74.1	19.8	3.9	2.2	0.0	0.1
校 年	全国(公立)	75.8	18.9	3.5	1.8	0.0	0.1

資料) 平成 21 年度全国学力・学習調査より

「生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」結果

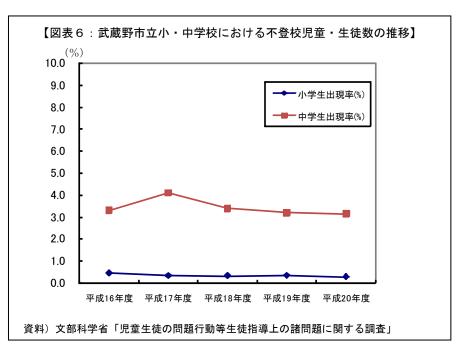
団生活の中で他者とのかかわりを学ぶと同時に、そのかかわりの中で自己を見つめ、抱える悩 みを自ら解決していけるよう、これまでの取組を継続していく必要があります。

また、携帯電話やインターネットの利便性が高まり、子どもたちが気軽に利用できる環境が整ってくることにともない、これらを利用したハイテク犯罪やネットいじめ等の問題がマスコミなどにも大きく取り上げられるようになってきました。子どもたちが、携帯電話やインターネット上には様々な情報が溢れており、その中には危険性の高いものも潜んでいることを理解した上で、上手にこれらと付き合っていけるよう、家庭や地域と連携しながら教育を進め、また必要に応じて警察等の関係機関と連携しながら実効的な対応策を取っていく必要があります。

不登校児童・生徒の状況

本市の不登校児童・生徒の状況は、小学校はこの数年間はほぼ横ばい、中学校においては、3年連続減少という結果が出てきています(図表6)。こうした不登校児童・生徒数減少の要因として、各学校のきめ細かな対応はもとより、小学校では平成17年度から、また中学校では平成19年度から始めた、教育支援センターの派遣相談員(臨床心理士)の配置効果が現れてきたことも考えられます。

また、本市では不登校児童・生徒が通級するための「チャレンジルーム」を設置しています。 ここでは、臨床心理士や教職経験者などを配置し、子どもたちの学校復帰や社会的自立に向 け、学力や進度に合わせた個別の学習支援や生活リズムをつくるまでの指導などを行っており ます。



いじめについて

いじめに対する対応としては、未然防止と早期対応の徹底が重要です。

本市では、まず各学校において、管理職や生活指導担当を中心とした組織的な生活指導体制を確立して実態把握を徹底しており、さらに家庭・地域・関係機関と連携した「いじめ対策連絡会議」(*24)」および「サポートチーム」(*25)を必要に応じて設置する体制をとっています。

また、図表7によると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設

問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた小学生は95.8%であり、東京都93.5%、全国94.9%を上回る結果となっていますが、中学生は83.6%であり、東京都88.3%、全国90.3%を下回る結果となっています。特に中学生について、東京都や全国との開きが大きいことには留意する必要があります。

今後も引き続き学校における指導体制を強化するとともに、道徳教育などを通じた教育の充実や、長期宿泊体験による共同生活などを通じて

【図表7:いじめに対する意識について】

質 問:「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」

(単位:%)

	選択肢		1	2	3	4	5	6
			当てはまる	どちらかとい えば、当て はまる	どちらかとい えば、当て はまらない	(全く)当て はまらない	その他	無回答
	第小。	武蔵野市	73.2	22.6	3.4	0.6	0.0	0.1
	学校 左	東京都(公立)	71.5	22.0	4.8	1.6	0.1	0.1
	作年	全国(公立)	76.6	18.3	3.7	1.3	0.0	0.1
	第中。	武蔵野市	47.9	35.7	11.1	5.0	0.0	0.3
	学校年	東京都(公立)	57.8	30.5	8.5	3.0	0.0	0.2
		全国(公立)	61.9	28.4	7.2	2.3	0.0	0.2

※選択肢4:小学生「当てはまらない」、中学生「全く当てはまらない」

資料) 平成 21 年度全国学力・学習調査より

「生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」結果

他者との関わりを学ぶ取組を充実していく必要があります。

1-4 子どもたちの体について

子どもたちの体の健やかな成長のためには、その基本となる体力をつけることが大切です。

体力については、平成14年9月の中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」において、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。また、体力は、生活をする上での気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていく。このように、体力は『生きる力』の極めて重要な要素となるものである。」として、その重要性がうたわれています。そして、この体力は、運動、栄養、休養という3つの要素をバランスよくとることによって備えることができると考えます。

しかし、全国的な傾向として昭和 60 年ごろから子どもたちの体力・運動能力の低下傾向が続き、最近 10 年間の比較では上昇傾向の兆しもみられるものの、依然として昭和 60 年ごろと比べると低い水準にあります。

本市においても全国と同様の傾向が見られることから、体育の授業の充実や体育朝会の実施、第 II 章で紹介しました「市内中学校総合体育大会」や「ランニングフェスティバル」の開催などを通じて、これまで体力の向上に努めてきました。これらの取組の成果もあり、平成 20 年度「武蔵野市小・中学校体力調査」結果では、「反復横跳び」や「持久走」など、いくつかの種目で前回調査(平成 17 年度)時点より上昇傾向が見られました。

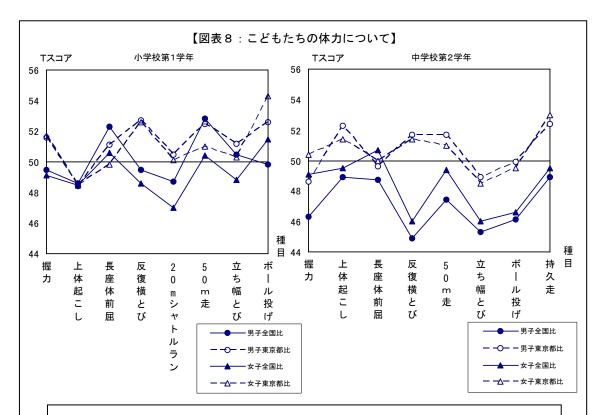
しかし、東京都全体の状況でも指摘されているように、全国との比較では、いくつかの種目に おいて平均を下回るものがあります(図表8)。

今後、全国の平均値をひとつの目安としながら、体力の向上を目指してこれまでの取組を引き続き行っていくとともに、日常生活の中で体を積極的に動かす機会を多くもたせる工夫が必要です。

体力づくりの要素のひとつである栄養については、単に栄養摂取という面にとどまらず、食事についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うことが課題になってきます。社会状況の変化に伴い家庭の食生活が変化する中で、朝食欠食や孤食、子どもの肥満傾向などが指摘され、食育基本法の制定、学校給食法の改正などを経て、食育は重要な教育課題のひとつとして位置づけられてきています。本市においても、中学校給食の実施を契機とし、小・中学校9年間をとおした食育をいっそう充実していく必要があります。

もうひとつの要素である休養は比較的見過ごされがちですが、健康・体力づくりにとっては大きな要素であります。全国学力・学習状況調査質問紙の結果(図表9)によると、普段(月~金曜日)7時間以上の睡眠をとっている小学生は91.0%で、東京都90.2%、全国91.9%とほぼ同様の値ですが、中学生は57.0%であり、東京都64.0%、全国62.8%より低い傾向がみられます。

特に中学生とその家庭に対して、十分な休養・睡眠の重要性を伝えていく取組が必要です。 健康・体づくりの基本である、運動、食事、休養は密接に結びついており、これらをバランスよく とるためには、規則正しい生活習慣を確立することが重要であるということを、子どもに指導する とともに、様々な機会を通じて保護者や地域の方々に伝えていくことも大切と考えています。



Tスコア (偏差値) による比較:

50m走とボール投げのように、測定単位の違う調査項目を比較・検討する場合に、単位を共通の尺度に 換算することが必要であり、そのための尺度として、Tスコアを活用しています。武蔵野市が全国及び 東京都と同じレベルの場合、Tスコアは50となります。武蔵野市が全国や東京都より上回る場合は、 Tスコアは、50よりも大きくなります。

資料) 平成 20 年度武蔵野市立小・中学校体力調査報告書

【図表9:こどもたちの睡眠時間について】

質問:「普段(月~金曜日), 1日にどれくらいの時間, 睡眠をとることが最も多いですか」

(単位:%)

選択肢		1	2	3	4	5	6	7	8	
			9時間以上、10 時間より少ない			6時間以上、7 時間より少ない	6時間より少な い	その他	無回答	
第 6 学 年		武蔵野市	5.1	26.8	37.5	21.6	7.8	1.0	0.0	0.1
	6 学	東京都(公立)	7.5	27.6	35.5	19.6	7.5	2.1	0.1	0.0
	年	全国(公立)	7.3	29.1	37.9	17.6	6.2	1.7	0.1	0.0
	第	武蔵野市	1.3	3.5	15.5	36.7	30.2	12.1	0.0	0.7
ー学3 学学年	3 学	東京都(公立)	1.5	4.8	20.1	37.6	26.8	9.0	0.1	0.1
校	年	全国(公立)	1.3	4.5	19.4	37.6	28.4	8.7	0.1	0.1

資料) 平成21年度全国学力・学習状況調査より「生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」結果

2 学校の状況について

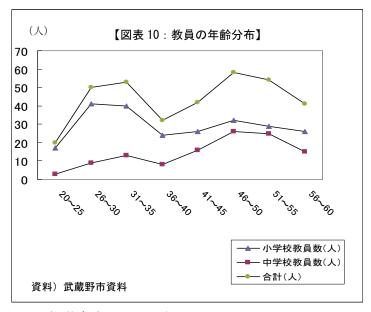
2-1 学校施設・教員・組織の状況について

本市には、市立小学校が12校、市立中学校が6校あります。昭和30年代から40年代に建てられた校舎もありますが、今まで計画的に保全工事を行ってきました。また、耐震基準が不足する校舎については、平成20・21年度にかけ耐震補強工事を実施いたしました。今後も引き続き、必要な改修を行い保全に努めていきます。

現在学校が抱える問題として、団塊世代の教員の大量退職に伴って、教員の年齢構成の急速な若年化が進んでいることが挙げられます。

これは東京都全体の傾向でもありますが、本市においては 教職経験4年目以内の教員が全

体の約20%を占めています (図表10)。若手教員の中には、 経験の少なさから授業や学級 経営等に課題が見られる場面も 見られますので、学校教育に高 い専門性をもつ教育アドバイザーを配置して定期的に授業観 察等や面談を行い、指導力の 向上を目指しています。若手教 員の指導力の育成・向上が喫 緊の重要課題であることから、 初任者をはじめ2~4年次教員 を対象とした授業研究や、校内



でのOJT(実践に即した研修)(*26)による指導育成の取組を強化する必要があります。

学校教育法の改正により、学校の組織運営体制や指導体制の確立を図るため、副校長、主 幹教諭、指導教諭などの新たな職を設置することができるようになりました。

本市では、平成15年度より東京都の制度に基づいて主幹制度(*27)を導入し、組織力の向上に取り組んできました。しかし、学校教育の課題は多様化するとともにますます複雑になっており、学校が組織としてより一体性をもって取り組んでいく必要性が高まってきました。

このような状況に対応するため、法改正の趣旨も踏まえ、平成20年度より主任教諭(*28)を設置しました。主任教諭の設置により、学校内の双方向・組織コミュニケーションの向上が図られるとともに、若手教諭への支援・助言を組織的に行う体制ができたことになります。

校長のリーダーシップのもと、それを支える副校長、主幹教諭、主任教諭が一体となり、学校 が抱える様々な教育課題に迅速に且つ的確に対応できるよう、組織力の強化を進めているとこ ろです。

2-2 学校と地域との連携について

近年、地域が学校を支援する仕組みを制度として導入する学校支援地域本部(*29)や、地域という枠を越えて学校を選択する学校選択制(*30)などの教育制度の改変が一部自治体で進んでいます。

本市においては、第II章で触れたとおり、保護者や地域の学校教育への関心は高く、学校 運営にも協力的です。子どもたちを学校だけではなく、地域の中で育てていくという視点から、 現在学区制をとっています。

また、これまで築いてきた学校と地域との良好な関係を大切にしながら、より質の高い教育活動の実践を目指して学校教育を進めているところです。

これからも学校が地域と連携した教育を進めていくために、学校公開でのアンケートや懇談会など、機会があるごとに保護者や地域の方々から意見をいただきながら、本市の特性を踏まえた教育の在り方について研究を進めていきます。